

# PICO◇ 7 創傷治療システム 在宅療養者への適用追加と保険適用のご案内

Smith+Nephew

PICO◇ 7  
Single Use Negative Pressure  
Wound Therapy System

▶ 2020年6月1日より在宅医療における局所陰圧閉鎖療法が保険適用となりました。

保険点数

局所陰圧閉鎖処置（入院外）			1	2	3
			<100cm <sup>2</sup>	100-200cm <sup>2</sup>	≥200cm <sup>2</sup>
処置料	J003-2 局所陰圧閉鎖処置	初回加算点数（初回貼付時のみ）注	1,690点	2,650点	3,300点
		処置点数	240点	270点	330点
材料	特定保険医療材料	013 局所陰圧閉鎖処置用材料	18円/cm <sup>2</sup>		
		014 陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800円		

注 初回の貼付に限り、1にあつては1,690点を、2にあつては2,650点を、3にあつては3,300点を初回加算として、それぞれ所定点数に加算する  
「注」に規定する加算は、入院中に区分番号「J 0 0 3」局所陰圧閉鎖処置（入院）（1日につき）を算定していた患者が引き続き入院外で局所陰圧閉鎖処置を実施した場合は算定できない。

## 関連学会等の定める適正使用に係る指針

一般社団法人 日本形成外科学会

「在宅医療における局所陰圧閉鎖療法の適正使用に係る適正使用指針の策定について」

### <実施者要件>

医師又は訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したもの、もしくは日本看護協会が定める皮膚・排泄ケアに関する認定看護師教育過程を修了した者に限る）日本在宅医療連合学会の認定教育制度を終了した者

### <実施に関する留意事項>

訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したものに限る）が当該材料を使用して処置を実施する場合には、創傷治療および陰圧閉鎖療法の十分な経験のある医師（形成外科専門医等）の指示の下で実施し、当該医師と十分な連携を図ること

【省令、告示】（それらに関連する通知、事務連絡を含む。）	番号・日付
特定保険医療材料の定義について（通知）	令和6年3月5日 保医発0305第12号
特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示	令和6年 厚生労働省告示第61号
特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（通知）	令和6年3月5日 保医発0305第8号
診療報酬の算定方法の一部を改正する件	令和6年 厚生労働省告示第57号
診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）	令和6年3月5日 保医発0305第4号

©S+N 24.10

PICO創傷治療システム 承認番号：22600BZX00226000



◇はスミス・アンド・ネフューの商標です。